

農林水産省の取組に関する工程表の進捗状況

平成20年11月28日
農林水産省事故米対策本部

課 題	具体的内容	スケジュール・責任局等	進捗状況
I 速やかに対応すべきもの			
1. 流通ルートの全容解明	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流通ルートを徹底的に解明する ○ アフラトキシン、残留農薬を最優先とし、一般カビについても、ルート解明を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎週金曜日午前に、解明状況を発表 ○ 10月末を目途に、全体像を解明【総合食料局】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10/31 流通ルートの解明状況の全体像を公表 ○ 11/28 商社事故米ルートの解明状況を公表
2. 事故米麦の輸出国等への返送・廃棄を行うための国と輸入業者の契約条項の改定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国と輸入業者との契約において、食衛法上問題がある場合には、輸出国等へ返送・廃棄する旨を契約上明記 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10月第2週に、契約条項を改定し、麦から輸入入札再開【総合食料局】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10/10 麦の入札再開 ○ 11/7 MA米の入札再開
3. 国が保有する事故米穀の廃棄処分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国が保有する食衛法上問題がある事故米の廃棄 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10月第1週を目途に、廃棄処分を開始【総合食料局】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10/3 廃棄処分開始 ○ 11/26 廃棄完了 (新たに事故米穀が発生した場合は順次廃棄)
4. 米流通に関する検査マニュアルの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厳格な検査マニュアルの作成 ○ 抜き打ち検査は、即時実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10月第2週に、マニュアル作成【総合食料局（消費・安全局）】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10/10 検査マニュアル作成・公表
5. 経営支援対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 善意の関連事業者への回収費用等に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 9月第5週より、関連事業者の方々を訪問し、お詫びするとともに、状況を聞かせていただく ○ 10月末を目途に、支援スキームを決定【総合食料局】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10/10 事業者訪問 ○ 10/31 経営支援対策の枠組みを公表 ○ 11/25 経営支援対策の確認マニュアルを公表 ○ 11/26 仮申請手続きを開始
6. 職員の処分	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府・事故米穀の不正規流通に関する有識者会議における、これまでの行政対応の検証結果を踏まえ、速やかに対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有識者会議のスケジュールによるが、可及的速やかに実施【大臣官房政策課（大臣官房秘書課）】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 11/28 責任ある関係職員の処分・公表
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員倫理法違反については、調査結果を踏まえ、国家公務員倫理審査会と協議の上、速やかに対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査は、10月第1週に完了【大臣官房秘書課（総合食料局）】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10/31 倫理法違反の処分・公表

課 題	具体的内容	スケジュール・責任局等	進捗状況
Ⅱ 次期通常国会への法案提出に向けて準備すべきもの 1. 米の流通規制 2. 米のトレサビリティ 3. 米の原料原産地表示 4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米の取扱業者に関する規制のあり方（悪質業者に米を扱わせないようにする方法）について検討し、成案を得る ○ 米の取扱業者に対する仕入れ・加工・販売等の記録の義務付け、行政庁に対する報告等について検討し、成案を得る ○ コメ関連商品に幅広く、原料米の原産国表示を義務付けることについて検討し、成案を得る ○ 罰則の強化等について検討し、成案を得る 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米流通に関する専門家等で構成する「米流通システム検討会（仮称）」を立ち上げることとし、 ・ 10月第1週に、メンバーを決定 ・ 10月第3週に、第1回会合を開催 ○ 11月中に、新制度の骨格をまとめる 【総合食料局（消費・安全局）】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10/17 第1回「米流通システム検討会」を開催 ○ 11/27 新制度の骨格を取りまとめ
Ⅲ 21年度を目途に準備すべきもの 1. 農林水産省の業務の見直し 2. 農林水産省の組織の見直し 3. 検査職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内BSE発生の際の農林水産省の反省がなぜ生かされなかったのかを検証 ○ 全局庁・全地方組織の業務について、消費者・国民の視点から総点検 ○ 特に、米の売買業務のあり方については、十分検討の上、見直す ○ 1の業務の見直しを踏まえて、組織のあり方を見直す ○ 特に、米の売買業務に関する組織のあり方、米取引に関する検査部門のあり方（販売部門との分離等）については、十分検討の上、これを見直す ○ 取引に係る検査ノウハウのある他省庁等との人事交流等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10月第1週に、若手課長クラスを中心とする農林水産省改革チームを立上げ ○ 10月中に、各局庁・各地方組織で業務の総点検を行う ○ 11月中に、業務・組織のあり方の骨格を固め、これを公表する 【大臣官房政策課、大臣官房文書課、大臣官房秘書課（各局庁）】 ○ 21年4月を目途に、人事交流等を実施 【大臣官房秘書課（消費・安全局、協同組合検査部、総合食料局）】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10/2 農林水産省改革チームの発足 ○ 11/27 改革チームにおいて、業務・組織のあり方について緊急提言を取りまとめ、公表 ○ 21年4月実施に向けて他省庁等と調整中

課 題	具体的内容	スケジュール・責任局等	進捗状況
IV I～Ⅲ全体について 1. 省外の方々からの御意見	○ 以上 I～Ⅲの農林水産省の取組について、省外の方々からの御意見を聞かせていただきながら進める	○ 農林水産省事故米対策本部で、省外の方々の御意見を聞かせていただく （1回目は、10月第1週を目途） 【総合食料局】	○ 10/2の第3回事務米対策本部で1回目の意見交換を実施 ○ 下記の外部評価アンケート調査の結果等について、2回目の意見交換を実施予定
2. 外部評価	○ 以上の農林水産省の取組について、外部評価を行い、国民から納得していただけるまで改革を進める	○ 11月中に、第1回の外部評価を行う 【大臣官房情報評価課】	○ 11/28 農林水産省情報交流モニターを対象に実施したアンケート調査（1回目）の結果を取りまとめ、公表 ○ 12月上旬に外部評価アンケート調査（2回目）を行う予定

農林水産省の取組に関する工程表

10 / 1週 2週 3週 月末 11月

